

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令番号	昭和39年法律第134号
手続名	障害児福祉手当の支払差止め	根拠条項	第26条
処分基準	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第12条		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 総合福祉センター	交付機関 総合福祉センター
			目次 16